

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（電界強度等の許容値）

第六十五条 通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げるとおりとする。

一 一〇MHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、家庭用の施設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

（電界強度の許容値）

第六十五条 通信設備以外の高周波利用設備の利用周波数による発射又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次の各号のとおりとする。

一 医療用設備 三〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇MHz以上五〇〇MHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
下 五〇〇MHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
下 五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値と

する。

(2) 当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクログアンペアを○デシベルとする。）
一〇㎐以上一五〇㎐未満	七九・九デシベル（医療用設備については、四八・五デシベル）
一五〇㎐以上三〇㎐未満	三九デシベルから三デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートルマイクロボルトを○デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇㎐以上八〇・八七二㎐以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二㎐を超え八一・八四八㎐未満	五〇デシベル	四五デシベル
満		
八一・八四八㎐以上一三四・七八六㎐以下	三〇デシベル	二五デシベル
一三四・七八六㎐を超え一三六・四一四	五〇デシベル	四五デシベル

㊄未満		
一三六・四一四㊄以上 二三〇㊄以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇㊄を超え一、 〇〇〇㊄以下	三七デシベル	三二デシベル

注一 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二 平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用することとし、その場合、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているのみならず。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇㊄を超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	一GHzを超え一八GHz以下	尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
	七〇デシベル	

(5) 無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇㊄を超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
------	-----------------------------------

一 GHz を超え二・三 GHz 以下	九二デシベル
二・三 GHz を超え二・四 GHz 未満	一一〇デシベル
二・五 GHz を超え五・七二五 GHz 未満	九二デシベル
五・八七五 GHz を超え一一・七 GHz 未満	九二デシベル
一一・七 GHz 以上一二・七 GHz 以下	七三デシベル
一二・七 GHz を超え一八 GHz 以下	九二デシベル

(6)

四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHz（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）までの間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇MHz掃引した値の尖頭値の最大許容値 毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

二 一〇MHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、家庭用の施設又は住居用に使用するための建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値
	平均値

二 工業用加熱設備 一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物その他の工作物の敷地及びこれに隣接する区域でその設置者の占有に属する区域の境界とその設備との距離が一〇〇メートルをこえるときは、その境界）において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五kHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五kHzを超え三〇kHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア 医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル－マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一六〇六・五kHz未満	七・六デシベル	二八・五デシベル
一六〇六・五kHz以上三〇kHz未満	四・一デシベル	一四・五デシベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、三メートルの距離において測定することができる。

医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル－マイクロアンペアを○デシベルとする。）	
	当該設備から一メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇㎐以上五二六・五㎐未満	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五㎐以上一六〇六・五㎐未満	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一六〇六・五㎐以上三〇〇㎐未満	一四・五デシベル	二五デシベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてののみ、三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル－マイクロボルトを○デシベルとする。）	
	三〇㎐以上二二〇㎐以下	三〇デシベル
二二〇㎐を超え一〇〇〇㎐以下	三七デシベル	

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減

じた値をもって測定値とすることができる。

三 一〇μ以下四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、

そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、家庭用の施設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）		定格入力電力が七五kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇μ以上	一〇〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇μ未満	八六デシベル	七六デシベル	一二五デシベル	一一五デシベル
五〇〇μ以上五μ以下	九〇デシベルから七三デシベルまで	八〇デシベルから六〇デシベルまで	一一五デシベル	一〇五デシベル
五μを超え三〇μ以下	九〇デシベルから七三デシベルまで	八〇デシベルから六〇デシベルまで	一一五デシベル	一〇五デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

三 各種設備

(1) 高周波出力五〇〇ワット以下のもの 第一号に同じ。

(2) 高周波出力五〇〇ワット以下をこえるもの 第二号の値をこえない範囲において、第一号の値に $\frac{P}{500}$ を乗じた値以下。（Pは、高周波出力をワットで表わした数とする。）を乗じた値以下。

(3)

当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎒以上一五〇㎒以下	四八・五デシベル（医療用設備については、一七・一デシベル）
一五〇㎒を超え四九〇㎒未満	五七・五デシベル
四九〇㎒以上一、七〇五㎒以下	四七・五デシベル
一、七〇五㎒を超え二、一九四㎒未満	五二・五デシベル
二、一九四㎒以上三・九五㎒未満	四三・五デシベル
三・九五㎒以上二〇㎒未満	一八・五デシベル
二〇㎒以上三〇㎒以下	八・五デシベル
周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒を超え四七㎒未満	六八デシベル
四七㎒以上六八㎒以下	五〇デシベル
六八㎒を超え八〇・八七二㎒以下	六三デシベル
八〇・八七二㎒を超え八一・八四八㎒未満	七八デシベル
八一・八四八㎒以上八七㎒未満	六三デシベル
八七㎒以上一三四・七八六㎒以下	六〇デシベル
一三四・七八六㎒を超え一三六・四	七〇デシベル

一四MHz未満	
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床

から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、

三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減じた値をもって測定値とすることができる。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による

放射及び不要放射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。)
一GHzを超え一八GHz以下	八二デシベル
高調波周波数帯域内	七〇デシベル
高調波周波数帯域外	

四 一〇MHz以上四〇〇MHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、

そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、家庭用の施設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場

イ

医療用設備以外の設備

・五kHz未満	・五デシベル	ベル	ベル
五二六・五kHz以上	マイナス一	七・六デシベル	二八・五デシベル
一六〇六・五kHz未満	・五デシベル	ル	ベル
満			
一六〇六・五kHz以上	マイナス一	四・一デシベル	一四・五デシベル
上三〇kHz未満	・五デシベル	ル	ベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、三メートルの距離において測定することができる。

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一九・九デシベル	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一六〇六・五kHz未満	九・四デシベル	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一六〇六・五kHz以上三〇kHz未満	五デシベル	一四・五デシベル	二五デシベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル－マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
三〇MHz以上二二〇MHz以下	準尖頭値 四〇デシベル	準尖頭値 五〇デシベル
二二〇MHzを超え一〇〇〇MHz以下	四七デシベル	五〇デシベル

注一 三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

五

一〇MHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、家庭用の施設又は住居用を使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1) 当該設備が設置されている建築物の最外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物の最外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一MHz以上の周波数のときは四・五）で除し、三〇メートルを加えた距離が一〇〇

メートルに満たないときは、その距離。また、当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超える場合は、当該設備が設置されている建築物の最外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離。(2)について同じ。)における磁界強度の最大許容値

(2)

当該設備が設置されている建築物の最外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロボルトを○デシベルとする。)
一〇㎐以上一五〇㎐以下	マイナスイー・五デシベル
一五〇㎐を超え四九〇㎐未満	二三・五デシベル
四九〇㎐以上一、七〇五㎐以下	一三・五デシベル
一、七〇五㎐を超え二、一九四㎐未満	一八・五デシベル
二、一九四㎐以上三、九五〇㎐未満	一三・五デシベル
三、九五〇㎐以上二〇㎐未満	マイナスイー・五デシベル
二〇㎐以上三〇㎐以下	マイナスイー・五デシベル
周波数帯	準尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロボルトを○デシベルとする。)
三〇㎐を超え四七㎐未満	四八デシベル
四七㎐以上六八㎐以下	三〇デシベル
六八㎐を超え八〇・八七二㎐以下	四三デシベル
八〇・八七二㎐を超え八一・八四	

周波数帯	準尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロアンペ)
<p>六</p> <p>一〇MHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、家庭用の施設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇MHzを超えるもの</p> <p>(1) 当該設備が設置されている建築物の最外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値</p>	<p>八MHz未満</p> <p>八一・八四八MHz以上八七MHz未満</p> <p>八七MHz以上一三四・七八六MHz以下</p> <p>一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満</p> <p>一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下</p> <p>下</p> <p>一五六MHzを超え一七四MHz未満</p> <p>一七四MHz以上一八八・七MHz以下</p> <p>一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満</p> <p>一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下</p> <p>下</p> <p>二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下</p> <p>四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満</p> <p>四七〇MHz以上一GHz以下</p> <p>四〇デシベル</p> <p>四三デシベル</p> <p>四〇デシベル</p> <p>三〇デシベル</p> <p>四〇デシベル</p> <p>三〇デシベル</p> <p>四〇デシベル</p> <p>五四デシベル</p> <p>三〇デシベル</p> <p>四〇デシベル</p> <p>五〇デシベル</p> <p>四〇デシベル</p> <p>四三デシベル</p> <p>四三デシベル</p> <p>四三デシベル</p> <p>四三デシベル</p> <p>五八デシベル</p>

一〇㎐以上一五〇㎐以下	アを〇デシベルとする。
一五〇㎐を超え四九〇㎐未満	マイナス一・五デシベル
四九〇㎐以上三、九五〇㎐未満	一三・五デシベル
三、九五〇㎐以上二〇㎐未満	三・五デシベル
二〇㎐以上三〇㎐以下	マイナス二一・五デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、より長い距離において測定し、距離一〇倍につき二〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

(2) 当該設備が設置されている建築物の最外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎐を超え二三〇㎐以下	三〇デシベル
二三〇㎐を超え一、〇〇〇㎐以下	三七デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、より長い距離において測定し、距離一〇倍につき二〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

七

一〇㎐以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、家庭用の施設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇W以下のもの

(1) 当該設備が設置されている建築物の最外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㍉以上三〇㍉未満	マイナス一・五デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、より長い距離において測定し、距離一〇倍につき二〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

(2) 当該設備が設置されている建築物の最外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㍉以上二二〇㍉以下	三〇デシベル
一三〇㍉を超え一、〇〇〇㍉以下	三七デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、より長い距離において測定し、距離一〇倍につき二〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

2 前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第六十五条第一項各号の規定にかかわらず、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不

要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

3 前項及び改正後の第六十五条第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、通信設備以外の高周波利用設備のうち、工業用超音波機器の電源端子における妨害波電圧の最大許容値は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

4 附則第二項及び改正後の第六十五条第一項各号の規定にかかわらず、通信設備以外の高周波利用設備のうち、中心周波数が一三・五六㎐、二七・一二㎐、四〇・四六㎐、四〇・六八㎐又は四一・一四㎐である高周波ウェルダ、放電加工装置及び工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

5 この省令の施行の際現に総務大臣の設置の許可を受けている、又は附則第二項から前項までの規定によりなお従前の例によることができるものとされる通信設備以外の高周波利用設備については、改正後の第六十五条第一項各号に掲げる最大許容値を満たしているものとみなす。